高知県西梶ヶ内地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号から奥大田川砂防指定地（昭和四十二年三月三十一日建設省告示第千二百八十二号）に沿って標柱七号に至る線に囲まれた区域
高知県長岡郡大豊町梶ヶ内
字王子明　二六四番四　標柱一号
字本屋式　三五〇番二　標柱二号
三四一番一　標柱三号
字奥　一〇八六番一　標柱四号
字井手　一〇七一番一　標柱五号
二九三番　標柱六号
二八二番一　標柱七号

○農林水産省告示第二千二百十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十八年十一月二日

農林水産大臣　山本　有二

長野県安曇野市長久保地すべり防止区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から長久保地すべり防止区域（昭和四十六年四月二十三日農林省告示第八百三号）に沿って標柱二号（長久保地すべり防止区域（昭和五十八年六月二十日農林水産省告示第千五号）標柱一号）に至る線、標柱二号から長久保地すべり防止区域に沿って標柱三号（長久保地すべり防止区域標柱五号）に至る線、標柱三号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域
長野県安曇野市
明科東川手　一三一九三番一　標柱一号
三　標柱二号
一二八三番一　標柱三号
一二八八〇番二　標柱四号
標柱五号

○農林水産省告示第二千二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市川上字森平九二の六・九二の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字森平九二の六・九二の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾下大須字能ケ島一三四七の四六、一三四七の五二、一四〇八の一四、字カヨウ一四九〇の一、一四九〇の三、一四九〇の六、一五一八の一から一五一八の五まで、一五一九、一五二〇、根尾上大須字上カヨウ一五三八の一、一五三八の三、一五三八の四、一五三八の二二、一五三八の二五、一五三八の二六、一五三八の三三、一五三八の四〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾下大須字和井谷八九一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾板所字黒山七の四四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市上矢作町字陣屋洞三二〇二の二から三二〇二の四まで、三二一五、三二一八の三、三二二七から三二三〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾松田字道谷一八九の一九から一八九の二一まで、二〇七の二二から二〇七の二七まで、二〇七の二九から二〇七の三三まで、二〇七の四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）